

三次市教育委員会議案第64号

三次市立図書館長（非常勤）執務規程案を次のように提出する。

平成21年3月18日

三次市教育委員会 教育長 児 玉 一 基

三次市立図書館長（非常勤）執務規程（案）

（目的）

第1条 この訓令は、三次市立図書館設置及び管理条例（平成16年三次市条例第125号）第4条の規定による三次市立図書館長（以下「館長」という。）を非常勤とした場合の執務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（身分及び任命）

第2条 館長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職とする。

2 館長は、図書館の管理運営に関し必要な知識・経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

（任期）

第3条 館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された館長の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第4条 館長の報酬及び費用弁償並びに支給方法は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）第1条の規定に定めるところによる。

(勤務日等)

第5条 館長の勤務日及び勤務時間は、週30時間以内かつ1日につき8時間を超えない範囲内で、教育長があらかじめこれを割り振る。

(サービス)

第6条 館長のサービスについては、一般職の職員の例による。

(免職)

第7条 教育委員会は、館長が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められるとき。
- (2) 館長として不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) 館長を置く必要がなくなったとき。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。